

平成26年 労働者災害補償保険法

〔問 2〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 政府は、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額及び当該障害補償年金に係る A の額の合計額が、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、労災保険法により定められている額に満たないときは、その者の遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。その定められている額とは、障害等級が第1級の場合、給付基礎日額の B である。
- 2 障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、労働者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、 C の順序であり、それらの者がいない場合には、生計を同じくしていなかった配偶者、子、父母、孫、 C の順序である。
- 3 政府は、当分の間、労働者が業務上の事由により死亡した場合における当該死亡に関しては、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、遺族補償年金前払一時金を支給するが、遺族補償年金前払一時金の額は、給付基礎日額の D に相当する額とされている。
- 4 労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、手続を行わない期間中に業務災害が発生し、例えば遺族補償一時金が支払われた場合、事業主が「故意」に手続を行わないものと認定され、支給された当該遺族補償一時金の額の100％が費用徴収される。

上記災害の発生が、労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けてはいないものの、労災保険の適用事業となったときから1年を経過して、なお手続を行わない期間中である場合は、事業主が「重大な過失」により手続を行わないものと認定され、支給された当該遺族補償一時金の額の E が費用徴収される。

選択肢

- ① 20 ％

② 40 ％
- ③ 60 ％

④ 80 ％
- ⑤ 1年分、2年分、3年分
- ⑥ 200日分、400日分、600日分、800日分、1000日分
- ⑦ 313日分

⑧ 500日分、1000日分
- ⑨ 560日分

⑩ 1050日分
- ⑪ 1200日分

⑫ 1340日分
- ⑬ 兄弟姉妹

⑭ 兄弟姉妹及びその配偶者
- ⑮ 障害一時金

⑯ 障害給付
- ⑰ 障害年金

⑱ 障害補償年金前払一時金
- ⑲ 祖父母

⑳ 祖父母及び兄弟姉妹

第46回(平成26年度)社会保険労務士試験の合格基準及び正答

1 合格基準及び配点

- (1) 合格基準

本年度の合格基準は、次の2つの条件を満たした者を合格とする。

① 選択式試験は、総得点26点以上かつ各科目3点以上（ただし、雇用保険法及び健康保険法は2点以上）である者

② 択一式試験は、総得点45点以上かつ各科目4点以上である者（ただし、労働及び社会保険に関する一般常識は3点以上）である者

※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。
- (2) 配点

① 選択式試験は、各問1点とし、1科目5点満点、合計40点満点とする。

② 択一式試験は、各問1点とし、1科目10点満点、合計70点満点とする。
- 2 試験問題の正答
- | 出題形式
試験科目 | 選択式 | | | | | 択一式 | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| | A | B | C | D | E | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 労働者災害補償保険法
(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む) | ⑱ | ⑫ | ⑳ | ⑥ | ② | E | A | B | E | D | C | E | E | D | D |